日本学術会議職員給与規則

令和８年１０月１日
日本学術会議規則第６号

目次

第１章　総則（第１条～第３条）
第２章　俸給（第４条～第７条）
第３章　諸手当（第８条～第２５条）
第４章　給与の特例（第２６条～第３５条）
第５章　雑則（第３６条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、日本学術会議法（令和７年法律第７０号）第５２条の規定に基づき準用する独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第５０条の１０第２項の規定に基づき、日本学術会議（以下「学術会議」という。）の職員（日本学術会議職員就業規程（令和８年規程第２３号。以下「職員就業規程」という。）の適用を受ける職員。以下「職員」という。）に対する給与の支給の基準を定めることを目的とする。

（給与の区分）

第２条　職員（特定任期付専門員を除く。）の給与は、俸給及び諸手当とする。諸手当は、管理職手当、業務調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、超過勤務手当、休日給、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、在宅勤務等手当とする。

２　特定任期付専門員の給与は、俸給及び諸手当とする。諸手当は、通勤手当、単身赴任手当及び在宅勤務等手当とする。

（給与の支給方法）

第３条　職員の給与は、法令等の規定により、職員の給与から控除すべき金額を控除し、その控除後の額を職員に直接現金で支給する。

２　前項の規定にかかわらず、職員から申し出があった場合は、その者に対する給与をその者の預金又は貯金への振込みの方法によって支給する。

第２章　俸給

（俸給）

第４条　俸給は月額とする。俸給表の種類は次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲はそれぞれ各号に定めるところによる。

（１）特別俸給表（別表第１）　事務局長及び次長（会長が定めた者に限る）

（２）事務職俸給表（別表第２）　定年制職員及び任期付専門員（第１号、第３

号又は第４号の適用を受ける職員を除く。）
（３）専門スタッフ職俸給表（別表第３）　調査分析官及び参事
（４）特定任期付専門員俸給表（別表第４）　特定任期付専門員
２　職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを俸給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、会長が別に定める。

（級及び号俸の決定等）
第５条　職員の俸給の級及び号俸は、職員の学歴、能力、経験及び他の職員との均衡を考慮するほか、職務の複雑、困難及び責任の度等を総合的に勘案し、会長が決定する。ただし、俸給表の級及び号俸の額によりがたい場合には会長が決定した額とする。
２　職員の昇格、昇給及び降給は会長が別に定めるところにより行うものとする。

（俸給の支給定日）
第６条　俸給の支給定日は、毎月１６日とする。
２　前項に規定する支給定日が、職員就業規程第２４条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その月の１５日以降の日のうち、その日に最も近い休日以外の日を支給定日とする。

（俸給の日割り計算）
第７条　新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇格、昇給、降給等により俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。
２　職員が退職（死亡による退職を除く。）し、又は解雇されたときは、その日まで俸給を支給する。
３　職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。
４　第１項又は第２項の規定により俸給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その期間の現日数から休日並びに職員就業規程第３１条第１項の規定により当該日と振り替えられた休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

第３章　諸手当
（管理職手当）
第８条　管理職手当は、月額とし、会長が別に指定する監督又は管理の地位にある役職を占める職員（以下「管理監督職員」という。）に対して、その特殊性に基づき支給する。
２　前項の管理職手当の月額は、別表第５に定める級に応じて定める区分に応じ、当該各号に定める額のとおりとする。
３　第６条及び第７条の規定は、前各項による管理職手当の支給について準用する。この場合において、第６条及び第７条中「俸給」とあるのは「管理職手当」と読み替えるものとする。

（業務調整手当）

第９条　業務調整手当は、月額とし、学術会議の業務の特殊性、困難性にかんがみ、職員（専門スタッフ職俸給表適用職員を除く。）に対して、会長が定める額を支給する。

２　前項の業務調整手当の月額は、職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額の１００分の１０を超えないものとする。

３　第６条及び第７条の規定は、前各項による業務調整手当の支給について準用する。この場合において、第６条及び第７条中「俸給」とあるのは「業務調整手当」と読み替えるものとする。

（扶養手当）

第１０条　扶養手当は、扶養親族のある職員（特別俸給表の適用を受ける職員、職員就業規程第２条第１項第３項の規定による勤務をしている職員（以下「定年前再雇用職員」という。）を除く。）に対して支給する。ただし、次項第２号から第５号までのいずれかに該当する扶養親族（第３項において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、会長が別に定める職員に対しては、支給しない。

２　扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

（１）満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子

（２）満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある孫

（３）満６０歳以上の父母及び祖父母

（４）満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある弟妹

（５）重度心身障害者（心身の障害の程度が終身労務に服することができない程度である者をいう。）

３　扶養手当の月額は、前項第１号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については一人につき１３，０００円、扶養親族たる父母等については、事務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が７級以下若しくは専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が１級であるものについては１人につき６，５００円、事務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が８級若しくは専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が２級であるものについては３，５００円とする。

４　扶養親族たる子のうちに満１５歳に達する日後の最初の４月１日から満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、５，０００円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

５　前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（地域手当）

第１１条　地域手当は民間賃金水準を給与に適切に反映させるため、俸給、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、１００分の２０の割合を乗じて得た月

額を支給する。
２　第６条及び第７条の規定は、前項による地域手当の支給について準用する。この場合において、第６条及び第７条中「俸給」とあるのは「地域手当」と読み替えるものとする。

（住居手当）
第１２条　住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員（第１号及び第２号については、特別俸給表の適用を受ける職員を除く。以下この条において同じ。）に支給する。
（１）自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額１６，０００円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（会長が別に定める職員を除く。）
（２）第１４条第１項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅を借り受け、月額１６，０００円を超える家賃を支払っているもの
（３）国から職員宿舎を貸与され使用料を支払っている職員又は第１４条第１項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が国から職員宿舎を貸与され使用料を支払っている職員
２　住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。
（１）前項第１号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額（その額に１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
イ　月額２７，０００円以下の家賃を支払っている職員　家賃の月額から１６，０００円を控除した額
ロ　月額２７，０００円を超える家賃を支払っている職員　家賃の月額から２７，０００円を控除した額の２分の１（その控除した額の２分の１が１７，０００円を超えるときは、１７，０００円）に１１，０００円を加算した額
（２）前項第２号に掲げる職員　前号の規定の例により算出した額の２分の１に相当する額（その額に１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
（３）前項第３号に掲げる職員　国から職員宿舎を貸与された使用料の１００分の１０に相当する額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
３　第６条の規定は、前各項による住居手当の支給について準用する。この場合において、第６条中「俸給」とあるのは「住居手当」と読み替えるものとする。ただし、俸給の支給定日までに住居手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

（通勤手当）

第１３条　通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

（１）通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項から第３項までにおいて「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び第３号に掲げる職員を除く。）

（２）通勤のため自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車（学術会議の所有に属するものを除く。以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

（３）通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるものを除く。）

２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）前項第１号に掲げる職員　支給単位期間につき、会長が別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。）

（２）前項第２号に掲げる職員　支給単位期間につき、６６，４００円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて会長が別に定める額（第２５条の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再雇用職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して会長が別に定める職員に限る。）にあっては、その額から、その額に会長が別に定める割合を乗じて得た額を減じた額）

（３）前項第３号に掲げる職員　交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して会長が別に定める区分に応じ、前２号に定める額、第１号に定める額又は前号に定める額

３　第１項第２号又は第３号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が会長が別に定める要件を満たすものに限る。第１号及び第８項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（会場が別に定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）駐車場等に係る通勤手当　支給単位期間につき、５，０００円を超えない範囲内で１箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として会長が別に定める額

（２）前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当　前項の規定による額

４　職員への採用により通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で会長が別に定めるもののうち、第１項第１号又は第３号に掲げる職員で、当該採用の直前の住居（当該住居に相当するものとして会長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第１号及び次項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第１号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当　支給単位期間につき、会長が別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第５項において「特別料金等相当額」という。）

（２）前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当　前項の規定による額

５　運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が２以上ある場合においては、その合計額）、第２項第２号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が２以上ある場合においては、その合計額）及び第３項第１号に定める額の合計額が１５０，０００円を超える職員の通勤手当の額は、第２項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、１５０，０００円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

６　通勤手当は、支給単位期間（会長が別に定める通勤手当にあっては、会長が定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として会長が別に定める場合にあってはその翌月）の会長が別に定める日に支給する。

７　通勤手当を支給される職員につき、退職し、又は解雇にされた場合その他の会長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して会長が別に定める額を返納させるものとする。

８　この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として６箇月を超えない範囲内で１箇月を単位として会長が別に定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、１箇月）をいう。

（単身赴任手当）

第１４条　職員への採用に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の会長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に学術会議に通勤することが通勤距離等を考慮して会長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から学術会議に通勤することが、通勤距離等を考慮して会長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

２　単身赴任手当の月額は、３０，０００円（会長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が会長が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、７０，０００円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて会長が別に定める額を加算した額）とする。
３　第６条の規定は、前各項による単身赴任手当の支給について準用する。この場合において、第６条中「俸給」とあるのは「単身赴任手当」と読み替えるものとする。ただし、俸給の支給定日までに単身赴任手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

（給与の減額）
第１５条　職員が勤務しないときは、職員就業規程第３０条に規定する代替休暇、休日（同規程第３１条第１項の規定により当該日と振り替えられた休日を含む）である場合及び休暇による場合並びに同規程第３２条から第３４条の規定により請求があった場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない１時間につき、第１９条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（超過勤務手当）
第１６条　正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員（特別俸給表の適用を受ける職員、専門スタッフ職の適用を受ける職員でその職務の級が２級以上の職員又は管理監督職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第１９条に規定する勤務１時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えて勤務したもののうち、次に掲げる区分に応じた割合（その勤務が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合には、その割合に１００分の２５を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
（１）正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務　１００分の１２５
（２）前号に掲げる勤務以外の勤務　１００分の１３５
２　定年前再雇用職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えて勤務したもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が７時間４５分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えて勤務した次に掲げる区分に応じた割合」とあるのは、「１００分の１００」とする。
３　正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えて勤務をした時間が１箇月について６０時間を超えた職員には、その６０時間を超えて勤務した全時間に対して、第１項の規定にかかわらず、勤務１時間につき、第１９条に規定する勤務１時間当たりの給与額に１００分の１５０（その勤務が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合には、１００分の１７５）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
４　超過勤務手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における俸給の支給定日

に支給する。ただし、勤務時間の報告が遅れる等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
５　超過勤務手当の支給の基礎となる勤務時間は、一の給与期間の超過勤務手当の支給割合ごとの全時間数によって計算する。この場合において、１時間未満の端数を生じた場合においては、その端数が３０分以上のときはこれを１時間とし、３０分未満のときはこれを切り捨てるものとする。

（休日給）
第１７条　祝日法による休日及び年末年始の休日（職員就業規程第３１条第１項の規定により当該日と振り替えられた祝日法による休日及び年末年始の休日を含む）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第１９条に規定する勤務１時間当たりの給与額に１００分の１３５を乗じて得た額を休日給として支給する。これらの日に準ずるものとして会長が定める日において勤務した職員についても、同様とする。
２　休日給は、一の給与期間の分を次の給与期間における俸給の支給定日に支給する。ただし、勤務時間の報告が遅れる等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
３　休日給の支給の基礎となる勤務時間は、一の給与期間の休日給の全時間数によって計算する。この場合において、１時間未満の端数を生じた場合においては、その端数が３０分以上のときはこれを１時間とし、３０分未満のときはこれを切り捨てるものとする。

（勤務１時間当たりの給与額等の算出における端数計算）
第１８条　第１５条に規定する勤務１時間当たりの給与額及び第１６条並びに前条の規定により勤務１時間につき支給する超過勤務手当又は休日給の額を算定する場合において、当該額に、５０銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０銭以上１円未満の端数を生じたときはこれを１円に切り上げるものとする。

（勤務１時間当たりの給与額等の算出）
第１９条　第１５条から第１７条に規定する勤務１時間当たりの給与額は、俸給の月額及び俸給の月額に対する地域手当の月額の合計額を１年間における１月平均所定労働時間数で除した金額とする。

（管理職員特別勤務手当）
第２０条　特別俸給表の適用を受ける職員、専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が２級以上の職員又は管理監督職員（以下、この条において「管理監督職員等」という。）が臨時又は緊急の必要その他の学術会議が行う事務及び事業の運営の必要により休日（職員就業規程第３１条第１項の規定により振り替えられた休日を含む。次項において「休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
２　前項に規定する場合のほか、管理監督職員等が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後１０時から午前５時までの間（休日等に含まれる時間

を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

３　管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前２項に規定する勤務に従事する時間を考慮して会長が別に定める勤務をした職員にあっては、その額に１００分の１５０を乗じて得た額）とする。

（１）第１項に規定する場合　同項の勤務１回につき、１８，０００円を超えない範囲内において会長が別に定める額

（２）前項に規定する場合　同項の勤務１回につき、９，０００円を超えない範囲内において会長が別に定める額

４　管理職員特別勤務手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における俸給の支給定日に支給する。ただし、勤務時間の報告が遅れる等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

（期末手当）

第２１条　期末手当は、６月１日及び１２月１日（以下この条から第２３条までにおいてこれらの日を「期末手当基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ６月３０日及び１２月１０日（以下この条から第２３条第１項までにおいてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの期末手当基準日前１箇月以内に退職し、又は解雇にされた職員（第２８条第７項の規定の適用を受ける職員及び会長が別に定める職員を除く。）についても、同様とする。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日とし、支給日が土曜日に当たるときは前日とする。

２　期末手当の額は、期末手当基礎額に会長が１００分の１２６．２５（事務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が７級以上の級で管理職手当の区分が一種又は二種の支給区分の職員及び専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が２級以上の職員であるもの並びに職務の複雑、困難及び責任の度等がこれらに相当するものとして会長が認めるもの（以下「特定管理職員」という。）にあっては、１００分の１０６．２５、特別俸給表の適用を受ける職員にあっては１００分の６７．５）を乗じて得た額に、期末手当基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（１）６箇月　１００分の１００

（２）５箇月以上６箇月未満　１００分の８０

（３）３箇月以上５箇月未満　１００分の６０

（４）３箇月未満　１００分の３０

３　定年前再雇用職員に対する前項の規定の適用については、前項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の７１．２５」と、「１００分の１０６．２５、」とあるのは「１００分の６１．２５、」とする。

４　国又は地方公共団体等（以下「国等の機関」という。）の職員（以下「国家公務員等」という。）が、当該国等の機関の要請に応じ、引き続き学術会議の職員となるため退職し、かつ、引き続き職員となった者（以下「国等の人事交流職員」という。）の国家公務員等として在職した期間は学術会議の職員として在職した期間とする。

５　期末手当基準日前に学術会議を退職し、その退職に引き続き国家公務員等となった場合には、当該職員に対して期末手当を支給しない。

６　第２項の期末手当基礎額は、それぞれその期末手当基準日現在（退職し、又は解雇された職員にあっては、退職し、又は解雇された日現在）において、職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

７　前項の規定にかかわらず、次表（一）に掲げる俸給表及び職務の級にある職員については、俸給の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額にそれぞれ同表に定める割増率（以下「役職段階別加算割合」という。）を乗じて得た役職段階別加算額を加算した額を期末手当基礎額とする。

表（一）

俸給表	職務の級	役職段階別加算割合
特別俸給表	－	１００分の２０
事務職俸給表	８級以上	１００分の２０
	７級及び６級	１００分の１５
	５級及び４級	１００分の１０
	３級	１００分の５
専門スタッフ職俸給表	２級以上	１００分の２０
	１級	１００分の１５

８　第６項の規定にかかわらず、次表（二）に掲げる俸給表及び職務の級並びに第８条に規定する管理職手当の支給を受ける職員については、同項及び前項に規定する合計額に、俸給の月額にそれぞれ同表に定める割増率（以下「管理職加算割合」という。）を乗じて得た管理職加算額を加算した額を期末手当基礎額とする。

表（二）

俸給表	職務の級	管理職手当の支給区分	管理職加算割合
特別俸給表	－		１００分の２５
事務職俸給表	７級以上	一種	１００分の２５
		二種	１００分の１５

第２２条　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の期末手当基準日に係る期末手当（第３号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

（１）期末手当基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規程第６４条第１項第１号の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員

（２）期末手当基準日前１箇月以内又は期末手当基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職し、又は解雇された（死亡による退職を除く。以下この条及び次条において同じ。）職員（前号に掲げる者を除く。）で、その退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

（３）次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者

（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第２３条　会長又はその委任を受けた者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職し、又は解雇されたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

（１）退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

（２）退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、学術会議が行う事務及び事業に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき

２　前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

（１）一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

（２）一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

（３）一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して１年を経過した場合

３　前項の規定は、会長又はその委任を受けた者が一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

４　会長又はその委任を受けた者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付する。

（勤勉手当）

第２４条　勤勉手当は、６月１日及び１２月１日（以下この項及び第５項においてこれらの日を「勤勉手当基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の勤勉手当基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前６箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ６月３０日及び

１２月１０日に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、又は解雇された職員（会長が別に定める職員を除く。）についても、同様とする。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日とし、支給日が土曜日に当たるときは前日とする。

２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、職員の勤務期間による割合（以下この条において「期間率」という。）及び業績を踏まえて会長が決定する成績率を乗じて得た額とする。

３　前項に規定する勤務期間は、職員給与規則の適用を受ける職員として在職した期間とし、期間率は、基準日以前６箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、次表（三）に定める割合とする。

表（三）

６箇月	１００分の１００
５箇月１５日以上６箇月未満	１００分の９５
５箇月以上５箇月１５日未満	１００分の９０
４箇月１５日以上５箇月未満	１００分の８０
４箇月以上４箇月１５日未満	１００分の７０
３箇月１５日以上４箇月未満	１００分の６０
３箇月以上３箇月１５日未満	１００分の５０
２箇月１５日以上３箇月未満	１００分の４０
２箇月以上２箇月１５日未満	１００分の３０
１箇月１５日以上２箇月未満	１００分の２０
１箇月以上１箇月１５日未満	１００分の１５
１５日以上１箇月未満	１００分の１０
１５日未満	１００分の５
０	０

４　第２１条第４項及び第５項の規定は、第１項の規定による勤勉手当の支給について準用する。

５　第２項の勤勉手当基礎額は、それぞれその勤勉手当基準日現在において職員が受けるべき俸給の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

６　第２１条第７項及び第８項の規定は、第２項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第７項中「前項」及び同条第８項中「第６項」とあるのは「第２４条第４項」と読み替えるものとする。

７　前２条の規定は、第１項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第２２条中「前条第１項」とあるのは「第２４条第１項」と、同条第１号中「期末手当基準日から」とあるのは「勤勉手当基準日から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第２４条第１項に規定する支給日をいう。以下この条及び次条第１項において同じ。）」と読み替えるものとする。

（在宅勤務等手当）

第２５条　住居その他これに準ずるものとして会長が別に定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他会長が別に定める時間を除く。）の全部を勤務することを、会長が別に定める期間以上の期間について一箇月当たり平均１０日を超えて承認又は命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

２　在宅勤務等手当の月額は、３，０００円とする。

３　在宅勤務等手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における俸給の支給定日に支給する。ただし、勤務時間の報告が遅れる等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

第３章　給与の特例

（定年前再雇用職員についての特例）

第２６条　定年前再雇用職員についての職員給与規則の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる職員給与規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第５条第１項	決定する	決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、職員就業規程第２５条の規定により定められたその者の勤務時間を職員就業規程第２３条第１項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第５条第２項	行うものとする	行うものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に算出率を乗じて得た額とする
第７条第４項	休日並びに職員就業規程第３１条第１項の規定により当該日と振り替えられた休日	休日、職員就業規程第２５条第２項に規定する休日並びに職員就業規程第３１条第１項の規定により当該日と振り替えられた休日
第１６条第１項	支給する	支給する。ただし、定年前再雇用職員が、第１号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えて勤務したもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が７時間４５分に達するまでの間の勤務にあっては同条に規定する勤務１時間当たりの給与額に１００分の１００（その勤務が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合は、１００分の１２

		５）を乗じて得た額とする
第２１条第６項	俸給	俸給の月額を算出率で除して得た額
第２１条第７項、第２１条第８項、第２４条第５項	俸給の月額	俸給の月額を算出率で除して得た額

（育児短時間勤務職員についての特例）

第２７条　育児・介護休業等規程第２２条の規定による勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）についての職員給与規則の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる職員給与規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第５条第１項	決定する	決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、育児・介護休業等規程第２３条第２項の規定により定められたその者の勤務時間を職員就業規程第２３条第１項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第５条第２項	行うものとする	行うものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に算出率を乗じて得た額とする
第７条第４項	休日並びに職員就業規程第３１条第１項の規定により当該日と振り替えられた休日	休日、育児・介護休業等規程第２３条第２項第３号及び第４号に規定する休日並びに職員就業規程第３１条第１項の規定により当該日と振り替えられた休日
第１３条第２項第２号	定年前再雇用職員	育児短時間勤務職員
第１６条第１項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第１号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が７時間４５分に達するまでの間の勤務にあっては同条に規定する勤務１時間当たりの給与額に１００分の１００（その勤務が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合は、１００分の１２５）を乗じて得た額とする
第２１条第６項	俸給	俸給の月額を算出率で除して得た額

第２１条第７項、第２１条第８項、第２４条第５項	俸給の月額	俸給の月額を算出率で除して得た額

（休職者等の給与）

第２８条　職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）第７条第２項及び第３項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、職員就業規程第１０条第１項第１号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与の全額（労働基準法第７６条による休業補償及び労働者災害補償保険法第１４条の規定による休業補償給付を受ける額並びに労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和４９年労働省令第３０号）第３条による休業特別支給金を受ける額を除く額）を支給する。

２　職員が結核性疾患にかかり職員就業規程第１０条第１項第１号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満２年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ１００分の８０を支給することができる。

３　職員が前２項以外の心身の故障により職員就業規程第１０条第１項第１号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満１年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ１００分の８０を支給することができる。

４　職員が職員就業規程第１０条第１項第２号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ１００分の６０以内を支給することができる。

５　職員が職員就業規程第１０条第１項第３号又は第４号に定める場合に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、会長が別に定めるところにより、これに俸給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ１００分の１００以内を支給することができる。

６　職員就業規程第１０条の規定により休職にされた職員には、他の規程に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

７　第２項、第３項又は第５項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第２１条第１項に規定する期末手当基準日前１箇月以内に退職し、又は解雇されたときは、同項に定める支給日に、それぞれ第２項、第３項又は第５項の規定の例による額の期末手当を支給する。ただし、第２１条第５項に規定する職員については、この限りでない。

８　前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第２２条及び第２３条の規定を準用する。この場合において、第２２条中「前条第１項」とあるのは「第２８条第７項」と読み替えるものとする。

（育児休業等職員の給与）

第２９条　育児休業（育児・介護休業等規程第３条第１項第１号に規定する育児休業をいう。以下同じ。）をしている期間については、給与を支給しない。

２　第２１条第１項に規定するそれぞれの期末手当基準日に育児休業をしている職員のうち、期末手当基準日以前６箇月以内の期間において勤務した期間（会長が別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。
３　第２４条第１項に規定するそれぞれの勤勉手当基準日に育児休業をしている職員のうち、勤勉手当基準日以前６箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第１項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
４　育児休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、会長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
５　職員が育児・介護休業等規程第３条第１項第９号に規定する育児時間により勤務しない場合には、第１５条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、第１９条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（介護休業等職員の給与）
第３０条　介護休業（育児・介護休業等規程第３条第１項第７号に規定する介護休業をいう。）及び介護時間（育児・介護休業等規程第３条第１項第１０号に規定する介護時間をいう。）については第１５条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき第１９条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額する。

（配偶者同行休業職員の給与）
第３１条　配偶者同行休業（職員就業規程第４２条第１項に規定する配偶者同行休業をいう。）をしている期間については、給与を支給しない。
２　配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、会長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（自己啓発等休業職員の給与）
第３２条　自己啓発等休業（職員就業規程第４３条第１項に規定する自己啓発等休業をいう。）をしている期間については、給与を支給しない。
２　自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、会長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（兼業等の許可を受けた職員の給与）
第３３条　職員就業規程第１８条第１項の規定による許可に基づき職員が勤務時間内に兼業を行い、兼業先から謝金その他報酬を受け取る場合には、第１５条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき第１９条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（給与の非常時支給）

第３４条　学術会議は職員が職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、結婚、死亡又はやむを得ない事由により１週間以上にわたって帰郷する場合の費用に充てるために請求する場合においては、支給定日前であっても、既往の労働に対する給与を支払わなければならない。

（端数の取扱い）
第３５条　この規則により計算した第２条に規定する各給与項目ごとに１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。

第４章　雑則

（雑則）
第３６条　この規則に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

（施行期日）
第１条　この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

（令和８年１０月の俸給の支給定日）
第２条　本則第６条に規定する俸給の支給定日は、令和８年１０月に限り、１０月３０日とする。

（日本学術会議法附則第１２条の規定により学術会議の職員となった者及び任期満了退職の翌日に学術会議の職員となった者）
第３条　学術会議成立の日の前日に日本学術会議事務局の職員（以下「旧日本学術会議職員」という。）として在職し、日本学術会議法附則第１２条の規定により引き続いて職員となった者（以下「現日本学術会議職員」という。）及び学術会議成立の日の前日に旧日本学術会議職員を任期満了退職し、施行日に新たに現日本学術会議職員として採用された者に対する本規則の適用は、次の各号の規定を反映することができるものとする。
（１）本則第５条の規定による職員の俸給の級及び号俸は、学術会議成立の日の前日に一般職の職員の給与に関する法律（昭和２５年法律第９５号。以下「一般職給与法」という。）に基づき格付けされた俸給表の級及び号俸に相当する俸給表の級及び号俸に決定することができる（ただし、旧日本学術会議職員と現日本学術会議職員としての職務が同様の場合に限る）。
（２）学術会議成立の日の前日に一般職給与法附則第１０項の規定により算出された額の支給を受けていた職員については、現日本学術会議職員となった以降も同規定により算出された額を支給することができる。
（３）学術会議成立の日の前日に本則第１０条の規定による扶養手当、本則第１２条の規定による住居手当、本則第１３条の規定による通勤手当、本則第１４条の規定による単身赴任手当に相当する手当の支給を受けていた職員については、現日本学術会議職員となった以降も同規定に定める要件を具備する

ときは、本則各条項の規定を適用し、認定があったものとみなすことができる。

（４）本則第２１条に規定する期末手当及び本則第２４条に規定する勤勉手当における在職期間の算定については、旧日本学術会議職員であった期間を現日本学術会議職員としての在職期間とみなす。

（俸給の半減）

第４条　当分の間、本則第１５条の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止（職員就業規程第５４条第１項の規定によるものに限る。）の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して９０日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給の半額を減ずる。

（６０歳に達した職員の給与等）

第５条　当分の間、職員（定年制職員に限る。以下この条において同じ。）の俸給月額は、会長が必要と認める場合を除き、当該職員が６０歳に達した日後における最初の４月１日（附則第６条において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、本則第５条第１項の規定により当該職員の俸給の級及び号俸に応じた額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。）とする。

第６条　日本学術会議人事規程（令和８年規程１８号。以下「人事規程」という。）第１６条第１項に規定する他の役職への降任等をされた職員であって、当該他の役職への降任等をされた日（以下この項及び附則第８条において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に前条の規定により当該職員の受ける俸給月額（以下この項において「特定日俸給月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（会長が別に定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、前条の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。

２　前項の規定にかかわらず、人事規程第１６条第３項に規定する異動期間を延長された管理監督職員については、異動日の前日に当該職員が受けていた俸給月額若しくは俸給表の級及び号俸を引き続き支給する。

第７条　前条第１項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が本則第４条第１項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前条第１項の規定の適

用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「本則第４条第１項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額と当該職員の受ける俸給月額」とする。

第８条　異動日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（附則第５条の規定の適用を受ける職員に限り、附則第６条第１項に規定する職員を除く。）であって、附則第６条第１項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、前２条の規定に準じて算出した会長が定める額を俸給として支給する。

第９条　附則第６条第１項又は前条の規定による俸給を支給される職員以外の附則第５条の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、前３条の規定に準じて算出した会長が定める額を俸給として支給する。

第１０条　附則第５条から前条までの適用を受ける職員（附則第６条第２項に規定する職員を除く。以下、「俸給月額の７割措置の適用を受ける職員」という。）であって、本則第８条の規定の適用については、別表第５に定める額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。）とする。

第１１条　俸給月額の７割措置の適用を受ける職員であって、本則第９条及び本則第２０条の規定の適用については、会長が別に定める額とする。

第１２条　俸給月額の７割措置の適用を受ける職員の本則第２１条第７項及び同条第８項（本則第２４条第６項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「俸給の月額」とあるのは、「俸給の月額と附則第５条、第６条、第８条又は第９条の規定による俸給の額との合計額」とする。

（暫定再雇用職員の給与等）

第１３条　育児・介護休業等規程第３条第１項第８号に規定する育児短時間勤務をしている職員就業規程附則第５条第２項第１号に規定する勤務時間職員（以下「暫定再雇用職員」）及び職員就業規程附則第５条第２項第２号に規定する職員（以下「暫定再雇用短時間勤務職員」）に対する本則第５条第１項の規定の適用については、同項中「決定する」とあるのは、「決定する額に、育児・介護休業等規程第２３条の規定により定められた当該暫定再雇用職員又は暫定再雇用短時間勤務職員の勤務時間を職員就業規程附則第５条第２項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

第１４条　本則第２６条に規定する定年前再雇用職員の特例は暫定再雇用短時間勤務職員について準用する。

第１５条　暫定再雇用短時間職員は、定年前再雇用職員とみなして、本則第８条第２項、第９条第１項、第１３条第２項第１号、同項第２号、第１６条第２項及び第２０条第３項の規定を適用する。

第１６条　暫定再雇用職員及び暫定再雇用短時間勤務職員は、定年前再雇用職員とみなして、本則第２１条第３項の規定を適用する。

第１７条　本則第１０条の規定は、暫定再雇用職員及び暫定再雇用短時間勤務職員には適用しない。

別表第１　特別俸給表（第４条第１項第１号関係）

号　俸	俸　給　月　額
	円
1	740,000
2	798,000
3	856,000
4	937,000
5	1,010,000
6	1,082,000
7	1,157,000
8	1,228,000

別表第２　事務職俸給表（第４条第１項第２号関係）

職員の区分	職務の級 / 号俸	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級	7　級	8　級	9　級	10　級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
定年前再雇用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	199,800	246,000	280,300	313,800	336,600	370,800	424,700	475,900	529,300	571,100
	2	200,900	247,300	281,300	315,300	338,400	372,500	426,600	481,200	536,000	578,100
	3	202,100	248,700	282,300	316,700	340,200	374,100	428,500	486,100	541,100	584,000
	4	203,200	250,100	283,300	318,100	341,900	375,700	430,300	490,700	545,300	588,800
	5	204,300	251,500	284,300	319,500	343,600	377,300	432,100	494,700	548,700	592,800
	6	206,000	252,900	285,300	320,600	345,300	379,100	433,900	498,100	551,900	595,700
	7	207,600	254,300	286,200	321,600	347,000	380,600	435,700	501,000	554,800	598,100
	8	209,200	255,700	287,200	322,800	348,600	382,200	437,500	503,500	557,300	600,000
	9	210,700	257,100	288,200	324,000	350,200	383,500	439,100	505,500	559,300	
	10	212,400	258,300	289,200	325,600	351,900	385,100	440,600			
	11	214,000	259,600	290,200	327,200	353,600	386,700	442,100			
	12	215,600	260,900	291,200	328,800	355,200	388,200	443,600			
	13	217,100	262,100	292,200	330,200	356,700	390,100	445,100			
	14	218,800	263,300	293,500	331,800	358,300	392,000	446,400			
	15	220,500	264,500	294,800	333,400	359,900	393,900	447,700			
	16	222,200	265,700	296,000	335,000	361,400	395,700	448,900			
	17	223,400	266,800	297,200	336,400	362,800	397,200	450,100			
	18	225,000	267,900	298,500	338,100	364,500	399,000	451,400			
	19	226,600	269,000	299,700	339,700	366,100	400,700	452,700			
	20	228,100	270,100	300,900	341,300	367,700	402,300	453,900			
	21	229,600	271,000	301,900	342,700	368,800	404,000	455,100			
	22	231,200	272,000	303,100	344,400	370,300	405,400	455,900			
	23	232,800	273,000	304,300	346,100	371,800	406,800	456,700			
	24	234,400	274,000	305,600	347,700	373,300	408,200	457,500			
	25	236,000	275,000	306,900	348,900	375,000	409,600	458,100			
	26	237,700	275,900	307,900	350,800	376,800	410,800	458,700			
	27	239,000	276,700	308,900	352,500	378,400	412,000	459,300			
	28	240,300	277,600	309,900	354,100	380,100	413,000	459,900			
	29	241,600	278,400	311,000	355,600	381,500	414,100	460,600			
	30	242,700	279,200	312,200	357,200	382,800	415,300	461,400			
	31	243,800	280,000	313,300	358,800	384,000	416,400	461,800			
	32	244,900	280,700	314,500	360,400	385,400	417,500	462,500			
	33	246,000	281,400	315,600	362,100	386,500	418,200	463,000			
	34	246,900	282,200	316,900	363,900	387,400	418,900	463,400			
	35	247,800	283,000	318,200	365,700	388,400	419,500	463,800			
	36	248,800	283,600	319,500	367,500	389,400	420,200	464,200			
	37	249,800	284,300	320,700	369,000	390,200	420,800	464,600			
	38	250,700	285,100	322,000	370,400	391,100	421,400	464,900			
	39	251,600	285,800	323,300	371,800	392,000	421,900	465,200			
	40	252,400	286,500	324,600	373,200	392,800	422,300	465,500			
	41	253,200	287,200	325,900	374,700	393,600	422,700	465,800			
	42	253,900	287,900	327,100	375,500	394,400	422,900	466,100			
	43	254,500	288,600	328,400	376,400	395,200	423,200	466,400			
	44	255,100	289,300	329,500	377,400	395,900	423,500	466,700			
	45	255,800	290,000	330,400	378,300	396,600	423,800	467,000			
	46	256,400	290,600	331,700	379,400	397,300	424,100				
	47	257,000	291,300	333,000	380,300	398,000	424,400				
	48	257,600	291,900	334,300	381,300	398,700	424,700				
	49	258,100	292,600	335,400	382,200	399,200	424,900				
	50	258,700	293,200	336,700	382,900	399,800	425,200				
	51	259,300	293,900	337,900	383,600	400,400	425,400				
	52	259,800	294,600	339,100	384,200	401,100	425,700				
	53	260,200	295,100	340,400	384,600	401,500	425,900				
	54	260,600	295,700	341,400	385,200	402,100	426,200				
	55	260,900	296,300	342,500	385,800	402,700	426,500				
	56	261,200	297,000	343,600	386,500	403,200	426,800				
	57	261,500	297,600	344,300	386,800	403,600	427,000				
	58	261,800	298,200	345,200	387,500	404,200	427,300				
	59	262,100	298,800	345,900	388,200	404,800	427,600				
	60	262,400	299,500	346,700	388,800	405,300	427,800				

61	262, 700	300, 100	347, 500	389, 100	405, 700	428, 000					
62	263, 000	300, 700	347, 900	389, 600	406, 200	428, 300					
63	263, 300	301, 200	348, 400	390, 200	406, 700	428, 600					
64	263, 600	301, 700	349, 100	390, 800	407, 300	428, 800					
65	263, 900	302, 200	349, 900	391, 100	407, 600	429, 000					
66	264, 200	302, 800	350, 600	391, 700	408, 000	429, 300					
67	264, 500	303, 300	351, 300	392, 400	408, 300	429, 600					
68	264, 800	303, 900	351, 900	393, 000	408, 700	429, 800					
69	265, 100	304, 300	352, 400	393, 400	409, 000	430, 000					
70	265, 400	304, 800	353, 000	393, 900	409, 300	430, 300					
71	265, 700	305, 300	353, 500	394, 500	409, 600	430, 600					
72	266, 000	305, 900	354, 100	395, 000	409, 800	430, 800					
73	266, 300	306, 400	354, 400	395, 500	410, 000	431, 000					
74	266, 600	306, 800	354, 900	396, 100	410, 300						
75	266, 900	307, 100	355, 200	396, 500	410, 600						
76	267, 200	307, 400	355, 600	396, 800	410, 800						
77	267, 500	307, 600	356, 000	397, 200	411, 000						
78	267, 800	307, 900	356, 500	397, 700	411, 300						
79	268, 100	308, 100	357, 000	398, 100	411, 600						
80	268, 400	308, 400	357, 500	398, 500	411, 800						
81	268, 700	308, 600	357, 800	398, 900	412, 000						
82	269, 000	308, 800	358, 200	399, 400	412, 300						
83	269, 300	309, 100	358, 600	399, 800	412, 600						
84	269, 600	309, 300	359, 000	400, 200	412, 800						
85	269, 900	309, 600	359, 300	400, 500	413, 000						
86	270, 200	309, 800	359, 700								
87	270, 500	310, 100	360, 100								
88	270, 800	310, 400	360, 500								
89	271, 100	310, 700	360, 700								
90	271, 400	311, 000	361, 100								
91	271, 700	311, 300	361, 500								
92	272, 000	311, 600	361, 900								
93	272, 300	311, 800	362, 100								
94		312, 000	362, 400								
95		312, 300	362, 800								
96		312, 700	363, 100								
97		312, 900	363, 400								
98		313, 200	363, 800								
99		313, 500	364, 200								
100		313, 900	364, 600								
101		314, 100	365, 100								
102		314, 400	365, 500								
103		314, 700	365, 900								
104		315, 000	366, 300								
105		315, 200	366, 800								
106		315, 500	367, 200								
107		315, 800	367, 500								
108		316, 100	367, 800								
109		316, 300	368, 200								
110		316, 600									
111		317, 000									
112		317, 300									
113		317, 500									
114		317, 700									
115		318, 000									
116		318, 400									
117		318, 600									
118		318, 800									
119		319, 100									
120		319, 400									
121		319, 700									
122		319, 900									
123		320, 200									
124		320, 500									
125		320, 800									
定年前再時 雇用短職 間勤務 員		基準 俸給月額	基準 俸給月額	基準 俸給月額	基準 俸給月額	基準 俸給月額	基準 俸給月額	基準 俸給月額	基準 俸給月額	基準 俸給月額	基準 俸給月額
		円 204, 300	円 231, 800	円 273, 500	円 294, 100	円 309, 700	円 335, 900	円 378, 800	円 413, 200	円 466, 400	円 548, 100

別表第３　専門スタッフ職俸給表（第４条第１項第３号関係）

職員の区分	職務の級 / 号俸	１　級	２　級	３　級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円
	1	379,500	453,900	507,600
	2	381,000	458,300	513,200
	3	382,500	462,300	518,700
	4	384,000	466,200	524,100
	5	385,400	469,800	529,400
	6	386,900	473,600	534,500
	7	388,300	476,900	539,600
	8	389,700	480,200	544,300
	9	391,200	483,500	547,700
	10	392,500	486,800	550,700
	11	394,000	490,000	553,500
	12	395,400	493,200	556,100
	13	396,900	496,200	558,700
	14	398,600	499,200	561,100
	15	400,300	502,000	563,500
	16	402,000	504,700	565,700
	17	403,400	507,300	567,900
	18	405,000	509,700	570,100
	19	406,600	512,100	572,100
	20	408,100	514,300	574,100
	21	409,800	516,500	576,100
	22	411,000	518,500	
	23	412,300	520,500	
	24	413,600		
	25	414,900		
	26	416,000		
	27	417,100		
	28	418,000		
	29	419,000		
	30	420,000		
	31	421,000		
	32	421,900		
	33	422,700		
	34	423,000		
	35	423,300		
	36	423,600		
	37	423,800		
	38	424,100		
	39	424,400		
	40	424,700		
	41	424,900		
	42	425,100		
	43	425,400		
	44	425,700		
	45	426,000		

	46	426,300		
	47	426,600		
	48	426,800		
	49	427,000		
	50	427,300		
	51	427,600		
	52	427,800		
	53	428,000		
	54	428,300		
	55	428,600		
	56	428,800		
	57	429,000		
	58	429,300		
	59	429,600		
	60	429,800		
	61	430,000		
	62	430,300		
	63	430,600		
	64	430,800		
	65	431,000		
定年前再任用短時間勤務職員		基　準 俸給月額	基　準 俸給月額	基　準 俸給月額
		円 345,600	円 450,700	円 507,100

別表第４　特定任期付専門員俸給表（第４条第１項第４号関係）

号　俸	俸　給　月　額
	円
1	605,000
2	655,000
3	708,000
4	774,000
5	855,000
6	965,000
7	1,093,000

別表第５　管理職手当（第８条第２項関係）

事務職俸給表

職務の級	区分	管理職手当額 （定年前再雇用職員以外）	管理職手当額 （定年前再雇用職員）
１０級	一種	１３９，３００円	１３３，６００円
９級	一種	１３０，３００円	１１２，９００円
８級	一種	１１７，５００円	９９，８００円
	二種	９４，０００円	７９，８００円
７級	二種	８８，５００円	７２，９００円